

2013 年 1 月 11 日 全 9 頁

法律・制度 Monthly Review 2012.12

法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員
是枝 俊悟

[要約]

- 2012 年 12 月の法律・制度に関する主な出来事と、12 月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 12 月は、自己資本比率規制（第 1 の柱）に関する告示の改正が公布されたこと（7 日）、衆議院議員総選挙が行われ自由民主党が過半数の議席を獲得したこと（16 日）、安倍内閣が発足したこと（26 日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

《 目 次 》

○12 月の法律・制度レポート一覧	2
○12 月の法律・制度に関する主な出来事	2
○今月のトピック	
バーゼルⅢ、国内基準行版（案）公表（概要）	4
○レポート要約集	6
○12 月の新聞・雑誌記事・TV 等	8
○12 月の大和総研ウェブサイトコラム	9

◇12 月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	枚数
11 日	上場廃止基準等の緩和措置の延長 ～時価総額基準・流通株式時価総額基準の 時限的緩和措置、4 回目の延長～	横山 淳	金融商品 取引法	P. 4
	法律・制度 Monthly Review 2012.11 ～法律・制度の新しい動き～	是枝 俊悟	その他法律	P. 15
14 日	バーゼルⅢ、国内基準行版（案）公表（概要） ～コア資本、CVA を導入、最低自己資本 （コア資本）比率は 4%～	吉井 一洋	金融制度	P. 6
19 日	主要政党の政策比較①～市場・金融法制～	吉井 一洋 横山 淳	金融商品 取引法	P. 19
	CCP 向けエクスポージャーの資本賦課 ～【金融庁告示改正】バーゼルⅢの 「ラスト・ピース」が法制化へ～	鈴木 利光	金融制度	P. 13
25 日	主要政党の政策比較②～税制・財政政策～ ～消費税率引き上げ実施は新政権が判断、自動車税制に おける負担軽減・研究開発税制の拡大などが議論に～	吉井 一洋 是枝 俊悟	税制	P. 19

◇12 月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
4 日	◇第 46 回衆議院議員総選挙が公示。
5 日	◇金融庁、「クロスボーダー店頭デリバティブ市場規制における原則等に関する共同プレス声明の公表」を公表。
6 日	◇日本公認会計士協会、「『上場会社の役員と公認会計士に関する実態調査』（中間報告）の公表について」を公表。
7 日	◇金融庁、「破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告」を公表。 ◇金融庁、「『自己資本比率規制（第 1 の柱）に関する告示の一部改正（案）』に対するパブリックコメントの結果等について」を公表。国際統一基準行向けの自己資本比率規制の改正を公布。2013 年 3 月 31 日から適用。
10 日	◇政府、ニュージーランド政府との新租税条約に署名。 ◇日本公認会計士協会、「『税効果会計に関する Q & A』の改正について（公開草案）」を公表（2013 年 1 月 9 日まで意見募集）。
11 日	◇金融庁、大証・東証グループの 2013 年 1 月 1 日付の合併（大証を存続会社とし、商号を「株式会社日本取引所グループ」と変更する）を承認。
12 日	◇金融庁、「自己資本比率規制（第 1 の柱）に関する告示の一部改正（案）等の公表について」を公表（2013 年 1 月 18 日まで意見募集）。国内基準行向けの自己資本比率規制改正案。 ◇金融庁金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」、「最終報告」を公表。
13 日	◇「金融商品取引業等に関する内閣府令」等の改正が公布。原則 2013 年 4 月 1 日または同年 7

	月 1 日から施行または適用。今般の AIJ 投資顧問株式会社の事案について、明らかになった問題に対し、金融実務を踏まえた実効性ある資産運用に係る規制の見直しを行うもの。 ◇日本税理士会連合会税制審議会「法人税における課税ベースのあり方について－平成 24 年度諮問に対する答申－」を公表。
14 日	◇内閣府・金融庁・中小企業庁、「中小企業支援ネットワークの構築について」を公表。 ◇「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令」等の改正が公布。2013 年 1 月 1 日から施行。従業員持株会の会員の範囲について、曾孫会社の従業員まで拡大する等の改正を行う。 ◇金融庁、「『主要行等向けの総合的な監督指針』及び『金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針』の一部改正（案）の公表について」を公表（2013 年 1 月 15 日まで意見募集）。金融機関の再建・処理計画について監督上の着眼点等を明らかにする案。 ◇バーゼル委、「バーゼルⅢ枠組みの実施について」を公表。 ◇国際決済銀行・支払・決済システム委員会（BIS/CPSS）および IOSCO（証券監督者国際機構）代表理事会、「金融市場インフラのための原則：情報開示の枠組みと評価方法」を公表。
16 日	◇第 46 回衆議院議員総選挙の投開票実施、自由民主党が過半数の議席を獲得。野田佳彦首相は、民主党代表からの辞意を表明。
18 日	◇バーゼル委、市中協議文書「証券化商品の資本賦課枠組みの見直し」を公表。
20 日	◇金融庁、「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組の進捗状況について」を公表。 ◇東証、「平成 24 年度上場会社表彰の選定結果について」を公表。第 4 回企業行動表彰に加え、企業価値向上表彰を新設。
21 日	◇金融庁、「中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要」を公表。 ◇金融庁企業会計審議会監査部会、「監査における不正リスク対応基準（仮称）の設定及び監査基準の改訂について（公開草案）」を公表（2013 年 1 月 25 日まで意見募集）。 ◇IOSCO（証券監督者国際機構）、最終報告書「信用格付会社：格付プロセスの公正性を確保するための内部統制及び利益相反管理のための手続き」を公表。 ◇IOSCO（証券監督者国際機構）、市中協議報告書「信用格付会社に係る監督カレッジ」を公表（2013 年 2 月 15 日まで意見募集）。 ◇イタリア議会、金融取引税導入に関する法律を可決。2013 年 3 月より、一定要件を満たすイタリア株式等の取引額に応じて課税を行う。
25 日	◇金融庁金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」、報告書「近年の違反事案及び金融・企業実務を踏まえたインサイダー取引規制をめぐる制度整備について」を公表。 ◇民主党、党代表選挙を実施。海江田万里氏が新代表に。
26 日	◇国会、安倍晋三自由民主党総裁を首相に指名、第 2 次安倍内閣発足。副総理、財務大臣、内閣府特命大臣（金融）、デフレ脱却・円高対策担当に麻生太郎氏が就任。
28 日	◇「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件」の改正を公布。告示の適用期限を 2013 年 12 月 31 日まで 1 年延長。

◇今月のトピック

バーゼルⅢ、国内基準行版（案）公表（概要）

2012 年 12 月 14 日 吉井 一洋

http://www.dir.co.jp/research/report/capital-mkt/20121217_006588.html

※元のレポートには、図表番号は記載していない。また、掲載に当たって、一部体裁を変更している。

図表 1 国内基準行の自己資本比率

銀行、銀行持株会社の自己資本比率	$\frac{\text{コア資本に係る基礎項目額} - \text{コア資本に係る調整項目額}}{\text{信用リスク・アセットの合計額} + \text{マーケット・リスク相当額合計額} \div 8\% + \text{オペレーショナル・リスク相当額合計額} \div 8\%} \geq 4\%$ * 即ち、12.5 倍にすること
信用金庫・同連合会、信用協同組合・同連合会、労働金庫・同連合会、農業協同組合・同連合会、漁業協同組合・同連合会	$\frac{\text{コア資本に係る基礎項目額} - \text{コア資本に係る調整項目額}}{\text{信用リスク・アセットの合計額} + \text{オペレーショナル・リスク相当額合計額} \div 8\%} \geq 4\%$

図表 2 「コア資本」の内容

「コア資本」は、下記の基礎項目の合計額から調整項目の合計額を控除して算出する。

- 普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額（社外流出予定額を除く）。株主資本には内部留保を含む。
- 連結の自己資本比率規制では、「その他の包括利益累計額」のうち、下記以外のもの。したがって、退職給付債務関連（退職給付に係る調整額）¹、為替換算調整勘定は含まれることになる。単体の自己資本比率規制では、「その他の包括利益累計額」は含まない²。
 - ・ 其他有価証券評価差額金³ ・ 繰延ヘッジ損益 ・ 土地再評価差額金
- 普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額
- 一般貸倒引当金の額（信用リスク・アセットの 1.25%まで）。内部格付手法採用行の場合は、期待損失額の合計額を超過する適格引当金の合計額（CVA リスク関連、CCP（中央清算機関）関連エクスポージャー以外の信用リスク・アセット額の 0.6%が上限）
- コア資本に係る調整後少数株主持分の額

図表 3 CVA リスク相当額（信用リスク・アセット額）の算出に係る簡便的手法の導入

派生商品取引（※）の信用リスク・アセットの額 × 12%

（※） CCP（中央清算機関）、資金清算機関等を相手方とする派生商品取引を除く

¹ 新退職給付会計により、2014 年 3 月期末から連結財務諸表において計上される。新規制案において経過措置あり。

² その他の包括利益累計額の計上がされるのは連結財務諸表のみであり、単体の財務諸表では計上されない。農業協同組合・同連合会、漁業協同組合・同連合会は「その他の包括利益累計額」をコア資本に含まない。

³ 現行規制でも、「其他有価証券評価差額金」がプラスの場合は、自己資本には算入しない。さらに、2014 年 3 月 30 日までは、「其他有価証券評価差額金」がマイナスでも、自己資本から控除しないこととされている。新規制では、プラスの場合もマイナスの場合も自己資本には反映されない。

◇レポート要約集

【11 日】

上場廃止基準等の緩和措置の延長

～時価総額基準・流通株式時価総額基準の時限的緩和措置、4 回目の延長～

東証は、上場廃止等の時価総額基準・流通株式時価総額基準を概ね本来の基準の 6 割程度の水準とする緩和措置を 2009 年 1 月から適用している。

2012 年 12 月 4 日、東証はこの緩和措置の期限を本年（2012 年）12 月末から 2013 年 12 月末に 1 年延長すると発表した。

<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/12121101securities.html>

法律・制度 Monthly Review 2012.11

～法律・制度の新しい動き～

2012 年 11 月の法律・制度に関する主な出来事と、11 月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

11 月は、年金制度の改正法が成立したこと（16 日）、衆議院が解散されたこと（16 日）、衆議院選挙に向けて各政党が政権公約等を公表したこと（17 日以後）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/12121101law-others.html>

【14 日】

バーゼルⅢ、国内基準行版（案）公表（概要）

～コア資本、CVA を導入、最低自己資本（コア資本）比率は 4%～

2012 年 12 月 12 日に、金融庁は、国内基準行向けの自己資本比率規制改正案を公表した。

新基準案では、バーゼルⅢを受けて、コア資本の定義を導入しており、従来の Tier1 資本、Tier2 資本、Tier3 資本の区分はなくしている。コア資本は、普通株式、強制転換条項付優先株式、内部留保、その他の包括利益累計額の一部（退職給付債務関連、為替換算調整勘定）の合計から調整項目（控除項目）を控除して算出する。調整項目は国際統一基準行に適用される基準の考え方に準じている。

これまでマーケット・リスク規制を適用していなかった国内基準適用の銀行・銀行持株会社についても、一定の要件に該当する場合はマーケット・リスク規制が適用される。

分母のリスク・アセットには、CVA リスク相当額（÷8%）、CCP（中央清算機関）関連エクスポージャーも算入される。CVA リスク相当額には簡便法が設けられている。

重要な出資には 1250%、他の金融機関等の資本調達手段（普通株式等以外）、特定項目（調整項目不算入部分）は 250%のリスク・ウェイトを適用する。

維持すべき自己資本比率（コア資本の比率）は 4%以上である。

金融庁は、改正基準案について、2013 年 1 月 18 日の正午まで意見募集する。適用は 2014 年 3 月末からの予定であるが、原則 10 年間の経過措置を導入し、段階的に実施される。

http://www.dir.co.jp/research/report/capital-mkt/20121217_006588.html

【19 日】

主要政党の政策比較①～市場・金融法制～

2012 年 12 月 16 日に投票が行われた第 46 回衆議院議員総選挙では、自由民主党が 294 議席、公明党が 31 議席を獲得した一方、民主党は 57 議席に留まり、再び自由民主党を中心とした政権運営が行われることになる。もともと、参議院においては、なお、議席の過半数を単独で有する政党が存在しない状況が継続している。自由民主党が公明党と合わせて衆議院の総議席数の 2 / 3 以上を確保したことで、

仮に、参議院が法律案を否決しても、衆議院での再議決により法律を成立させることが可能となった。しかし、衆議院での再議決は、国会の会期日程などの関係で、多用することは難しいものと考えられる。このため、新政権としても、他党との連立や合意などを形成しながら、政策の実施を進める必要があることに変わりはないだろう。

本稿では、市場・金融法制を中心に、主要政党の政策を比較し、今後どのような政策が実施される可能性があるかを検討してみる。

市場法制関連では、わが国金融資本市場の活性化を、多くの政党が政策として掲げており、関心の高いテーマとなっている。個別事項では、自由民主党が掲げる東証「グローバル 30 社」インデックスの創設が注目される。金融法制では、ポスト中小企業金融円滑化法の対応について、各党とも関心が高い。ガバナンス関連では、自由民主党は「上場会社における複数独立取締役選任義務の明確化」を掲げており、2012 年 9 月の法制審議会の「要綱」との調整が注目される。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20121219_006614.html

CCP 向けエクスポージャーの資本賦課

～【金融庁告示改正】バーゼルⅢの「ラスト・ピース」が法制化へ～

2012 年 12 月 7 日、金融庁は、バーゼル規制（国際的な銀行の自己資本比率規制）に関して、国際統一基準行を対象として、「第 1 の柱」（最低所要自己資本比率）に係る告示の一部改正（改正告示）を公表している。

改正告示は、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）が、2012 年 7 月 25 日、バーゼルⅢのなかで唯一最終化されていなかった、銀行の清算機関（CCP）向けエクスポージャーに対する資本賦課に関する暫定規則を公表したことを踏まえたものである。

改正告示は、（バーゼルⅢを踏まえて 2012 年 3 月 30 日に公布された告示（の改正）やそれに付随する Q&A・監督指針等と同様に、）2013 年 3 月 31 日から適用される。

CCP 向けエクスポージャーについては、現行規制上、一般的にエクスポージャー額を「ゼロ」とする取扱いが認められている。現行の取扱いの見直しの背景には、適格な CCP を通じた OTC デリバティブ取引の決済を促進する必要性がある。

これを実現すべく、改正告示は、CCP に取引を集中させることにより生じ得る潜在的なシステミック・リスクにかんがみ、エクスポージャー額「ゼロ」を認めるための要件を厳格化しつつも、一定の要件を充足する CCP 向けエクスポージャーに対する資本賦課を本則よりも緩和している。

適用が開始される 2013 年 3 月末に向けて、対象となる国際統一基準行としては、CCP の適格性の有無、CCP 向けエクスポージャーの洗い出しが急務となろう。

特に、清算基金の信用リスク・アセット額の算出にあたってリスク感応的な手法を採用する場合は、取引がある CCP と協議のうえ、入念な準備を進める必要が生じよう。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20121219_006609.html

【25 日】

主要政党の政策比較②～税制・財政政策～

～消費税率引き上げ実施は新政権が判断、自動車税制における負担軽減・研究開発税制の拡大などが議論に～

2012 年 12 月 16 日に投開票が行われた第 46 回衆議院議員総選挙では、自由民主党が 294 議席、公明党が 31 議席を獲得した一方、民主党は 57 議席に留まり、再び自由民主党を中心とした政権運営が行われることになる。もっとも、参議院においては、なお、議席の過半数を単独で有する政党が存在しない状況が続いている。自由民主党が公明党と合わせて衆議院の総議席数の 2 / 3 以上を確保したことで、仮に、参議院が法律案を否決しても、衆議院での再議決により法律を成立させることが可能となった。しかし、衆議院での再議決は、国会の会期日程などの関係で、多用することは難しいものと考えられる。このため、新政権としても、他党との連立や合意などを形成しながら、政策の実施を進める必要があることには変わりはないだろう。

本稿では、税制・財政政策を中心に、主要政党の政策を比較し、今後どのような政策が実施される可能性があるかを検討してみる。

社会保障・税一体改革関連法に賛成した自由民主党・公明党・民主党の 3 党で、衆議院・参議院ともに過半数を占めており、社会保障・税一体改革は新政権に引き継がれるものと思われる。3 党合意に基づく、消費税率引き上げ実施の判断は新政権が行うことになる。消費税率引き上げに際して、新政権ではより積極的な自動車税制における負担軽減策が検討されるものと思われる。

新政権では、より法人税減税に積極的になるものと思われる。研究開発促進税制や投資促進税制の拡大も議論の題材になるものと思われる。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20121225_006625.html

◇12 月の新聞・雑誌記事・TV 等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
Financial Adviser (2013 年 1 月号)	FP のための会計・税務 ZOOM UP! Vol.22「国民年金の後納制度と 受給資格期間の短縮」	是枝 俊悟
日経ヴェリタス (12 月 2 日付 56 面)	「顔」のコーナーにて人物紹介	是枝 俊悟
日本経済新聞 (12 月 5 日付 23 面)	女性の就業と税・社会保障について試算・コメント 掲載	是枝 俊悟
朝日新聞 (12 月 6 日付 朝刊 1 面)	社会保障・税一体改革による家計への影響試算 を掲載	是枝 俊悟
北海道新聞 (12 月 8 日付 朝刊 6 面)	社会保障・税一体改革による家計への影響試算 を掲載	是枝 俊悟
日経ヴェリタス (12 月 9 日付 62 面)	特定支出控除の改正についてコメント掲載	是枝 俊悟

資本市場研究会 (12月10日発行)	「社債市場の活性化に向けて —日本証券業協会の報告書を踏まえて—」 (神作裕之・責任編集、資本市場研究会・編 『企業法制の将来展望—資本市場制度の改革へ の提言—』、第2章)	吉井 一洋
フジテレビ「スーパーニュース」 (12月10日放送)	消費税増税についてコメント	是枝 俊悟
南日本新聞 (12月12日付 朝刊2面)	各党の社会保障政策についてコメント掲載	是枝 俊悟
Bloomberg BNA Daily Tax Report® (12月12日付記事)	2013年度税制改正の日程等についてコメント掲 載	鳥毛 拓馬
よみうりテレビ「情報ライブ ミヤネ 屋」(12月17日放送)	社会保障・税一体改革スケジュール表、試算等を 提供	是枝 俊悟
産経新聞 (12月30日付 朝刊2面)	社会保障・税一体改革による家計への影響試算 を掲載	是枝 俊悟

◇12月の大和総研ウェブサイトコラム

日付	タイトル	執筆者
12月5日	新政権は早急に税制改正を http://www.dir.co.jp/library/column/121205.html	鳥毛 拓馬
12月12日	相続税と所得税の二重課税、調整措置縮小の流れ http://www.dir.co.jp/library/column/121212.html	吉井 一洋
12月17日	子育て準備のためには、結婚は早い方がいい？ http://www.dir.co.jp/library/column/20121217_006585.html	是枝 俊悟